

## 入札説明書

この入札説明書は、政令調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 競争入札に付する事項

別記の1のとおり。

### 2 入札参加者に必要な資格

入札公告の2に示すとおり。

### 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、別添仕様書、別添契約書（案）及び入札説明書を熟覧し、承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記の2に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。また、説明を求めることができる期間は別記の2に示すとおりとする。
- (2) 入札参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による入札書を、別記の4に示す日時及び場所に持参提出しなければならない。なお、郵送、電話、電報、ファックス、コピーその他の方法による提出は認めない。
  - ア 委託に付される業務名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者の住所、氏名、（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び実印の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所は、別記の5のとおり。
- (5) 入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「12月17日開札 平成27年度多面的機能支払事業活動区域情報システムデータ更新業務委託に係る入札書在中」と記載しなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (8) 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができない場合は、開札前に開札を中止することができる。

きないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめことがある。

- (9) 入札参加者の入札金額は、調達に係る一切の経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札参加者は、別添契約書（案）に基づき契約条件を確認の上、入札金額を見積るものとする。
- (11) 開札は公開とする。
- (12) 開札執行回数は 1 回とする。
- (13) 開札は、最低入札価格の入札者及び入札金額を読み上げ終了するものとする。
- (14) 開札の結果は、落札候補者及び入札者へ連絡するものとする。

#### 4 入札参加資格要件等の審査

- (1) 落札候補者は、別記の 5 の(1)に示す期限及び場所に、別紙様式 3 により入札参加資格要件等審査申請書及びその証明に必要な書類等を持参提出すること。
- (2) 提出した審査書類等に不備があるときもしくは要件の確認が困難であるときは、資料の追加を求めるので、入札参加者の負担により資料を提出し説明を行うこと。
- (3) 審査の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められた落札候補者には、入札参加資格要件不適格通知書により通知する。
- (4) 落札候補者が提出期間内に(1)に定める入札参加資格要件審査書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために発注者の指示に従わないときは、落札候補者のした入札は、その効力を失う。

#### 5 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付は免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければならない。
  - ア 落札候補者として決定された者が、入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき
  - イ 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき
  - ウ 発注者が求める入札条件を確認する帳票類を提出しなかったとき
  - エ 契約後確認調査辞退規定に基づく辞退又はやむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき

#### 6 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した 2 通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 業務名及び入札金額のない入札書又は重大な誤りのある入札書

- (5) 入札参加者の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正箇所に押印のない入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 7 落札者の決定

- (1) 本入札においては、予定価格の制限に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 同価の入札をした者が二以上あるときは、開札後に該当入札者へ通知し、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者の順番を決定するものとする。
- (3) 落札候補者は、4の(1)の書類を持参提出するものとする。
- (4) (1)の落札候補者を落札者としない場合は、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は(2)により決定した落札候補者の順番による者を、落札候補者とする。
- (5) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を口答又は電話により通知するものとする。
- (7) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければならない。ただし、次に該当する場合は納付する必要はないものとする。
  - ア 契約人が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 契約人から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ウ 契約人が過去2年間に発注者、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上契約しているとき。
  - エ 契約を確實に履行するものと発注機関の長が認めたとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額

イ	独立行政法人等登記令(昭和 39 年政令第 28 号) 第 1 項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、発注者に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したとき、その他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとする。

## 9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して 5 日以内（契約の相手方が遠隔地にあるなど特別な事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書の作成方法は、まず契約の相手方が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 10 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

## 11 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関する問い合わせ先は別記 2 のとおり。

(3) 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地

ア 名 称 長野県農業農村多面的機能發揮促進協議会

イ 所在地 長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1 (郵便番号 380-0838)

## 別 記

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 業務名

平成 27 年度多面的機能支払事業活動区域情報システムデータ更新業務

#### (2) 業務概要

別添仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 20 日まで

### 2 本件調達に関する問い合わせ先

長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

電話番号 026-219-6351

※ 3(1)の説明を求めることができる期間

平成 27 年 12 月 9 日(水)～平成 27 年 12 月 10 日(木) 午後 4 時まで

### 3 入札説明書等の配布開始日時及び場所

#### (1) 日時 平成 27 年 12 月 8 日 (火)

#### (2) 場所 長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

### 4 入札書の提出日時及び場所

#### (1) 日時 平成 27 年 12 月 14 日 (月) ～平成 27 年 12 月 16 日 (水) 午後 5 時まで

#### (2) 場所 長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

### 5 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 日時 平成 27 年 12 月 17 日 (木) 午前 10 時 00 分

#### (2) 場所 長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1

長野県土地改良会館 3 階会議室

### 6 入札参加資格要件書類の提出期限及び場所

#### (1) 期限 平成 27 年 12 月 21 日 (月) 午後 5 時まで

#### (2) 場所 長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1 (郵便番号 380-0838)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会